

【政治資金規正法関係用語集】

用語	説明
《カ行》	
公職の候補者	政治資金規正法においては、衆議院議員、参議院議員ならびに地方公共団体の議会の議員および長の職にある者、その候補者、候補者となろうとする者をいう。
《サ行》	
資金管理団体	政党、政治資金団体以外の政治団体のうち、公職の候補者が、自らが代表である政治団体のうちから一の政治団体を、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として指定したもの。
収支の公開	政党その他の政治団体は、毎年収支報告書を作成し、総務大臣または都道府県の選挙管理委員会に提出することとされている。その要旨は、官報または都道府県の公報で公表され、収支報告書は総務省または都道府県の選挙管理委員会で閲覧に供される。
政治資金団体	政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が一の団体に限り指定したもの。
政治資金パーティー	対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価にかかる収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者またはその者以外の者の政治活動に関し支出することとされているもの。
政治団体	政治活動を本来の目的とする団体、特定の公職の候補者を推薦・支持することを本来の目的とする団体、政治活動を主たる活動として組織的継続的に行う団体、特定の公職の候補者を推薦・支持することをその主たる活動として組織的継続的に行う団体をいう。
政党	政治資金規正法においては、政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいう。 ①所属する衆議院議員または参議院議員を5人以上有していること。 ②次のいずれかの選挙において、全国を通じた得票率が2%以上あるもの。 ・前回の衆議院総選挙における小選挙区選挙もしくは比例代表選挙 ・前回または前々回の参議院通常選挙における選挙区選挙もしくは比例代表選挙
《タ行》	
特定パーティー	政治資金パーティーのうち、その対価にかかる収入の金額が1,000万円以上のものをいう。